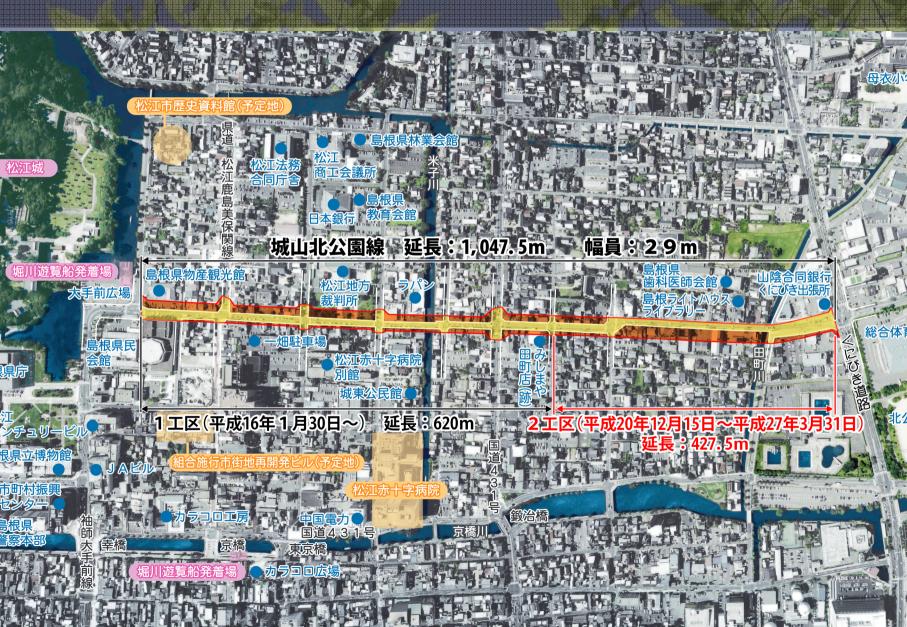
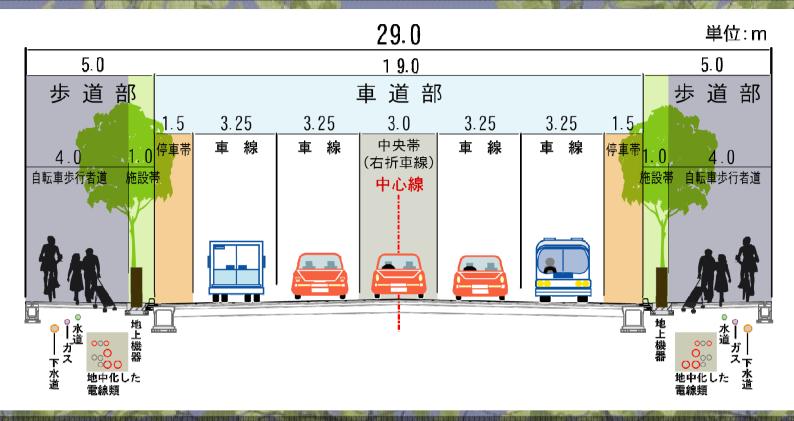
都市計画道路 城山北公園線(第2工区)の事業認可の概要

- 1. 都市計画事業の種類及び名称: 松江圏都市計画(松江国際文化観光都市建設計画)道路事業 3·3·3·30号 城山北公園線
- 2. 施行者の名称:島根県
- 3. 事務所の所在地:松江市東津田町 松江県土整備事務所
- 4. 事 業 地:松江市南田町101番地2先~学園南1丁目435番地先 (南田町、学園南1丁目、学園南2丁目地内)
- 5. 延 長:427.5m
- 6. 幅 員:29m(車道19m、歩道5m×2)
- 7. 車 線 数:4車線
- 8. 事業期間: 平成20年12月15日~平成27年3月31日
- 9. 事業費:約50億円
- 10. 用地買収面積: 5854㎡程度
- 11. 移転家屋数:37戸程度

都市計画道路 城山北公園線(第2工区)の事業認可の概要



道路幅員構成(幅員29m)



①車線数: 4車線(右折車線設置)

②中央帯: 分離帯を設けずゼブラ処理(幅員3.0m)

③停車帯: 幅員1.5m

④歩 道: 自転車歩行者道(幅員4.0m)

⑤路上施設帯: 幅員1.0m

事業地内において発生する諸制限

建築等の制限

事業地内において都市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更、建築物の建築、その他工作物の建設、又は移動の容易でない物件の設置(5tを超える物件)、若しくは堆積を行おうとする際は島根県知事の許可が必要になります。(都市計画法第65条)

土地建物等の有償譲渡についての制限

- ①平成21年1月4日(公告の翌日から起算して10日を経過した日)以降に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとするときは、その事項を施行者に届け出なければなりません。(都市計画法第67条)
- →届出があった後、30日以内に施行者から届出をした者に先買いの通知があった時は、施行者と届出をした者の間に売買が成立したものとみなされます。
- →届出をした者は、届出後30日以内は、当該土地建物等を譲り渡してはいけません。
- ② ①の事項に違反すると50万円以下の過料に処せられます。(都市計画法第95条)

事業スケジュール

道路測量、用地測量 平成19年度

> 事業認可 平成20年12月15日

法定説明会 平成21年1月29日、2月1日

建物調查、道路詳細設計平成21年2月~

補償金算定、交渉、契約平成21年度~

工 事 平成21年度頃~平成26年度 沿道のまちづく

大手前通りみちづくり協議会